

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	選挙管理委員会事務局
監査の種類	平成28年度 定期監査（28監第25号 平成28年6月8日報告）

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>1 支出事務</p> <p>物件購入に係る支出事務において、支出負担行為がなされていない例が認められた。</p> <p>※ 平成27年11月12日に納品されている360円レターパック10枚について、支出負担行為がなされていなかった。</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>物品納入時に、納品兼請求書を持参しなかったことから後日提出を受けることとしたが、その後失念してしまったものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>業者と連絡を取り、請求書を受領していないことを確認し、平成28年4月28日支払済です。今後は同様の誤りが生じることのないよう、適正な事務の執行に努めて参ります。</p>
<p>2 契約事務</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用した随意契約において、随意契約とする合理的理由の記載が不十分な例が認められた。</p> <p>※ 福島県議会議員一般選挙の開票作業等事務用機器設置・撤去業務委託については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しないもの）の規定を適用し、随意契約の方法により契約締結されている。</p> <p>随意契約の理由として「当該業者は、当該業務導入当初に他の全ての業者が断り、現在も他に引き受け手がない中で、唯一受託した業者であること。」とされているが、当該業務委託については、平成12年度の</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>平成12年度に、本市の開票事務の見直しを行うため、必要となる事務用機器（PC、LAN等）の設置等について市内業者に打診したところ、短期間に業務が集中し、間違いが許されないことや、開票終了まで続く業務であること等から対応できないとして、現受託業者以外の全ての業者に断られた経緯があり、以降は、同様の理由により、前例踏襲で当該業者との随意契約で対応してきたものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該委託業務の主な内容 <ul style="list-style-type: none"> LAN配線工事～撤去。 コピー機、FAX、PC、プリンタの設置・撤

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>業務委託開始以降、他の者の業務履行の可能性について確認が行われていない。</p> <p>また、「専門的知識と経験を有する人的なサポート体制が整っている業者であり、機器故障の際の復旧作業が短時間で出来ること。」とされているが、当該相手方以外では契約の目的が達成できない旨の非代替性について具体的かつ客観的な記載がなされていない。</p>	<p>去（機器は業者が手配）。 開票所に保守要員を配置し、機器に異常が生じた際は速やかに回復させる（開票終了まで常駐）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該委託業務内容を考慮し、入札参加有資格者名簿に登録している品目を基に調査しました。 ○物品の部（リース・レンタル業） ○役務の提供の部 （その他 名簿備考欄にネットワークに関する記載あり） ○対象 市内、準市内業者 <p>上記内容を満たす登録業者がこれまでの契約業者以外に見当たらないことから、さらにシステム関連の業者に対応可能か文書にて照会しましたが、いずれも対応は困難との回答を受けました。</p> <p>平成 28 年 9 月の市議会議員選挙については、これらの調査結果を基に、これまでの業者と随意契約を行うこととしましたが、今後の契約においても、対応可能な業者の有無について調査を継続して参ります。</p> <p>また、今後随意契約を行わざるを得ない場合は、今回のような調査を行った結果を明記するなど、随意契約とする合理的理由の記載を行うよう、適正な事務の執行に努めて参ります。</p>

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	選挙管理委員会事務局
監査の種類	平成28年度 定期監査（28監第25号 平成28年6月8日報告）

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>若年層の選挙投票率向上への取組みについて</p> <p>本市の各選挙における直近の投票率については、福島県議会議員選挙45.51%（平成27年11月15日執行）、衆議院議員選挙47.94%（平成26年12月14日執行）、福島県知事選挙37.52%（平成26年10月26日執行）、市長選挙51.13%（平成25年9月8日執行）、参議院議員選挙50.98%（平成25年7月21日執行）、市議会議員選挙50.05%（平成24年9月9日執行）となっており、前回投票率との比較では、福島県議会議員選挙と福島県知事選挙を除いて全て前回を下回っている状況にある。また、5歳刻みの年齢階層別投票率では、20歳から24歳までの階層が、全選挙において最も低い結果となっており、直近の各選挙においては、福島県知事選挙が15.05%と最も低く、その他も20%前後の投票率に留まっている。</p> <p>これらの傾向は本市のみならず、全国や県内の統計においても、各選挙の投票率が前回選挙を下回る結果が多く見受けられる。とりわけ年齢階層が若くなるほど投票率が低くなる状況が続いており、将来を担う若い世代の選挙に対する関心が全国的に薄れていることが顕著に現れており、大いに憂慮すべき事態となっている。</p> <p>一方で、平成28年の参議院議員選挙から選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことを受けて実施された、新たに有権者となる18歳か</p>	<p>選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられることに伴い、市内の小中学校並びに高等学校での出前講座を行うとともに、関係機関と連携し市内高等学校における主権者教育を実施しました。</p> <p>また、平成28年7月11日執行の参議院議員通常選挙からは、本市独自の取組みとして、若者が投票しやすい環境を整えるとともに、投票行動を促すため次のような取組みを新たに行いました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 期日前投票所の増設 <p>電車、バス等の交通結節点であるいわき駅の駅前にあるラトブ6階いわき産業創造館内に新たに期日前投票所を開設しました。</p> 2 市内の高校3年生全員に対して啓発チラシを作成・配布するとともに、投票を呼びかける校内放送用のCDを作成し、市内全ての高等学校に配布しました。 <p>参議院議員通常選挙における年代別投票率は、18歳が41.02%、19歳が30.98%、20～24歳が26.61%などとなっており、特に18歳は、高校における主権者教育の効果もあり、20台前半より14%以上高い投票率となり、若い世代の投票率低下に一定の歯止めがかかったものと捉えております。</p> <p>これらの取組みは、9月11日執行のいわき</p>

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>ら19歳に対する世論調査の結果によると、同選挙に投票へ行く意識があるという回答が56%となっており、現在の20代を中心とした若い世代の有権者と比べ、新たな有権者が選挙に意義を感じ、政治参加に関心を持っていることが窺える。</p> <p>このような状況のもと、選挙の啓発を担う市選挙管理委員会においては、これまでも小中学生を対象とした出前講座の開催や、県選挙管理委員会・県教育委員会と連携を図りながら高校生を対象とした模擬投票を実施するなど、選挙への意識を育むための取組みを行ってきたところである。</p> <p>しかし、平成27年11月に文部科学省副大臣の下に設置された「主権者教育の推進に関する検討チーム」の中間まとめ（平成28年3月）によれば、新たに選挙権を有することになる生徒学生に対する取組みや、社会全体で主権者教育を推進する取組みなど、主権者として課題を多面的・多角的に考え、自分の考えを作り、また、主張し説得する力の養成に向けた多様な方策が具体的に示されていることから、市選挙管理委員会としてはこれまでの取組みに加え、教育機関等との連携をより深めながら、将来を担う生徒学生に対し、社会の形成者としての意識の醸成に向けたより一層の取組みが求められる。</p> <p>選挙は、住民が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることのできる最も重要かつ基本的な機会であり、その投票率は住民による政治参加への指標である。新たな有権者が選挙に意義を感じ、政治参加に関心を持っている現状を好機と捉え、それらを一層高められるような効果的な施策を関係機関が一丸となり実施することにより、今後、新たな有権者を含む若い世代の選挙投票率の向上が図られることはもとより、社会参加が促進され、その活力や感性がさらなる本市の発展に繋がることを望むものである。</p>	<p>市議会議員一般選挙においても継続して実施することとしており、関係機関と連携を図りながら、今後も様々な取組みについて検討・実施して参ります。</p>